

件 名

学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則について

提案理由

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律を踏まえ、学校職員の期末手当に係る在職期間及び勤勉手当に係る勤務期間の取扱いを変更するため、学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を別紙のとおり改正したいので、審議願います。

概 要

1 現行規則の内容

学校職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関し、必要な事項を定めるもの

2 改正の内容

現行
育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1か月以下である場合、当該期間を除算（減額）の対象としない。



改正案
育児休業の承認期間を (1) 育児休業の承認に係る期間の全部が誕生日から57日以内である育児休業 (2) (1)以外の育児休業に分類し、分類した育児休業の期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）ごとに、それぞれ1か月以下である場合は当該期間を除算（減額）の対象としない。

3 施行期日

令和4年10月1日

改正案	現 行
<p>学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則 第一条～第五条の二 (略) (期末手当に係る在職期間) 第六条 (略) 2 前項の期間の算定については、次の各号に掲げる期間を除算する。 一 (略) 二 育児休業法第二条の規定により育児休業 <u>(次に掲げる育児休業を除く。)</u> をしている学校職員及び第二条第八号に掲げる学校職員として在職した期間については、その二分の一の期間</p> <p><u>イ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第三条の二に規定する期間内にある育児休業であつて、当該育児休業の承認に係る期間 (当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間) が一箇月以下である育児休業</u></p> <p><u>ロ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第三条の二に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であつて、当該育児休業の承認に係る期間 (当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間) が一箇月以下である育児休業</u></p> <p>三～七 (略) 3 (略) 第七条～第十一条 (略) (勤勉手当に係る勤務期間) 第十二条 (略) 2 前項の期間の算定については、次の各号に掲げる期間を除算する。 一 (略) 二 育児休業法第二条の規定により育児休業 <u>(第六条第二項第二号イ及びロに掲げる育児休業を除く。)</u> をしている学校職員及び第二条第八号に掲げる学校職員として在職した期間</p> <p>三～十一 (略) 第十三条～第十八条 (略)</p>	<p>学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則 第一条～第五条の二 (略) (期末手当に係る在職期間) 第六条 (略) 2 前項の期間の算定については、次の各号に掲げる期間を除算する。 一 (略) 二 育児休業法第二条の規定により育児休業 <u>をしている学校職員 (当該育児休業の承認に係る期間 (当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間) が一箇月以下である学校職員を除く。)</u> 及び第二条第八号に掲げる学校職員として在職した期間については、その二分の一の期間 <u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>三～七 (略) 3 (略) 第七条～第十一条 (略) (勤勉手当に係る勤務期間) 第十二条 (略) 2 前項の期間の算定については、次の各号に掲げる期間を除算する。 一 (略) 二 育児休業法第二条の規定により育児休業 <u>をしている学校職員 (当該育児休業の承認に係る期間 (当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間) が一箇月以下である学校職員を除く。)</u> 及び第二条第八号に掲げる学校職員として在職した期間 三～十一 (略) 第十三条～第十八条 (略)</p>

別表 (略)

別表 (略)

規 則

学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年 月 日

埼玉県教育委員会教育長 高 田 直 芳

学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和三十九年埼玉県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項第二号中「を」を「を」している学校職員（当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が一箇月以下である学校職員を除く。）を「（次に掲げる育児休業を除く。）を」している学校職員」に改め、同号に次のように加える。

イ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第三条の二に規定する期間内にある育児休業であつて、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が一箇月以下である育児休業

ロ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第三条の二に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であつて、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が一箇月以下である育児休業

第十二条第二項第二号中「を」を「を」している学校職員（当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が一箇月以下である学校職員を除く。）を「（第六条第二項第二号イ及びロに掲げる育児休業を除く。）を」している学校職員」に改める。

附 則

この規則は、令和四年十月一日から施行する。